

平成 22 年 12 月 6 日

国際海事機関(IMO)第 88 回海上安全委員会の結果について

概要

- ・ 水先人用移乗設備の要件改正、AIS の年次試験の義務化等を採択。
- ・ 現存救命艇の離脱フックの評価及び交換に係る新規則等の採択を延期。
- ・ 防食塗装基準に関し、自動計測機器を用いた効率的な塩分濃度測定方法を承認。
- ・ 非常用消火ポンプの性能要件に係る新解釈を 2012 年 1 月 1 日以降の新造船に適用。
- ・ 一般貨物船の安全向上のための FSA の検証を次回 MSC89 で実施。
- ・ 我が国提案の航路標識 AIS に係る基本方針策定を含む議題を新たに承認。

11 月 24 日から 12 月 3 日までの間、英国ロンドンにおいて 120 の国及び地域、59 の機関等の参加のもと、国際海事機関(IMO)第 88 回海上安全委員会(MSC88)が開催されました。

我が国からは、国土交通省海事局、港湾局、海上保安庁、在英国日本国大使館、(独)海上技術安全研究所、(財)日本船舶技術研究協会等から構成される代表団が参加しました。

今次会合における主な審議内容・結果は以下のとおりです。

1. 1974 年の海上人命安全条約(SOLAS 条約)附属書等の改正案採択

以下の改正案が採択されました。これらの改正は、2012 年 7 月 1 日 ((4)については 2012 年 1 月 1 日) に発効する予定です。

(1) SOLAS 条約附属書の改正

①第 II-1 章 (構造、復原性、機関及び電気)

旅客船の船室に設置する出口表示の補助照明に係る要件は 2010 年 7 月 1 日以降建造の船舶に適用することを明確化。(第 41-6 規則)

②第 II-2 章 (防火)

イ) 第 II-2 章の各規定に関し、建造日に応じた適用対象船舶を明確化。(第 1 規則)

ロ) 新造船に対し、焼却炉を有する閉囲場所について、火災時の迅速な対応を可能とすべく、固定式火災探知警報装置の設置を義務づけ。(第 7 規則)

③第 V 章 (航行の安全)

イ) 承認された検査員又は施設による船舶自動識別装置 (AIS) の年次試験の義務化 (第 18 規則)

ロ) 水先人用昇降機の禁止等、水先人用移乗設備の要件改正 (第 23 規則)

④附属書付録 (条約証書の様式)

附属書第 II-1 章、第 II-2 章及び第 III 章に基づく代替要件を適用した場合にその旨を証書上明記するための証書様式の改正。

(2) 火災安全設備のための国際コード (FSS コード) の改正 (第 9 章)

他の火災安全システムとの接続にかかる規定を新たに追加する等、固定式火災探知警報装置の技術基準の改正。

(3) 火災試験方法の適用に関する国際コード (FTP コード) の全面見直し

最新の国際標準化機構 (ISO) 規格との調整、新技術に基づく防火システム等に対応した試験基準の整備等、現行の FTP コードを全面改正し、2010FTP コードとして採択。

(4) 1972 年のコンテナの安全に関する国際条約 (CSC 条約) の附属書の改正

コンテナの安全承認板の標示事項を変更、コンテナの型式承認時における新たな試験方法を追加する等、海上輸送コンテナに係る技術基準の改正。

2. 救命艇の離脱フックの評価及び交換

救命艇の予期せぬ落下による人身事故防止のため、救命艇の離脱のフックの要件を強化するとともに、既に現存船に搭載されているものを再評価するための以下の SOLAS 条約附属書等改正案及びガイドライン案がそれぞれ採択及び承認のため審議されました。

(1) 救命艇離脱フックの技術基準に係る国際救命設備コード (LSA コード) の改正

案及び LSA コードの規定に適合しない現存救命艇の離脱フックの交換を義務付ける SOLAS 条約附属書第三章の改正案 (2009 年の MSC86 で承認されたもの)

(2) 現存船の離脱フックの評価方法に関するガイドライン案 (本年 10 月の中間会合で合意されたもの)

審議においては、今次会合での採択及び承認を支持する国及び救命設備製造業界と、検討が不十分であるとの懸念を表明する国及び海運業界団体の意見が拮抗したため、採択及び承認を次回会合に見送り、来年 3 月に開催予定の第 55 回船舶設計設備小委員会 (DE55) (3 月 21 日~25 日) において改めて検討することとなりました。また、同小委員会の直前に DE 中間会合 (3 月 16 日~18 日) を開催し、本件を集中的に検討することとなりました。

なお、適用日に関しては、新規規則への適合のために十分な準備期間を設けるべきとの我が国の主張が受け入れられ、2014 年 7 月 1 日とすることが合意されました。

3. 目標指向型新造船基準 (GBS) に係る今後の検討

船体構造に係る技術基準が各国や船級協会の規則に委ねられ、旗国によっては十分な船体構造規則の検証が行われていない現状が深刻な油流失事故等の要因の背景となっていると考えられる状況を鑑み、タンカー及びバルクキャリアの船体構造基準が SOLAS 条約等に定める目標、性能基準に適合することの検証を義務化する新たな新規規則が前回採択されました。

今次会合では、今後の IMO の規則の策定において、達成すべき安全レベルをリスクに基づき定量的に設定する規則の策定方式 (セーフティレベルアプローチ: SLA) を取り入れていくことの検討を進めていくことが合意され、次回 MSC89 で作業部会 (WG) を設置して検討することが合意されました。

4. バラストタンク及び油タンカーの貨物油タンクの防食塗装基準

バラストタンク及び油タンカーの貨物油タンク等に関する防食塗装基準に関連し、これまで、塗装の下地処理で要求されている塩分濃度計測の手法は、プレスルパッチ及び注射器を用いた計測手法（ISO 8502-9）に限定されており、製造工程における非効率性が問題となっていました。このため我が国から 2008 年 2 月の DE51 に自動塩分濃度計測機器を用いた効率的な計測手法を認めることを提案し、検討が進められてきました。

今次会合での審議の結果、2011 年 1 月 1 日から、自動塩分濃度計測機器を用いた計測手法（NACE SP0508-2010）を ISO 8502-9 の同等措置とすることが最終的に合意されました。

5. 固定式非常用消火ポンプの揚程及び設置位置に関する統一解釈

船舶に備え付ける非常用消火ポンプの吸込揚程等の性能要件は、FSS コード第 12 章に定められています。この要件は、船舶の就航中起こりうる全ての傾斜及び揺れを考慮して決定されることとなっており、その解釈次第で求められるポンプの能力や船体設計に影響が出ることが問題となっていました。

当該規定の適用に関し、本年 4 月に開催された第 54 回防火小委員会（FP54）において、具体的な傾斜状態等を規定した統一解釈案が策定され、今次会合で承認のため審議されました。

我が国は、当該統一解釈の適用に伴う船舶の設計変更に要する期間を考慮し、統一解釈を 2012 年 1 月 1 日以降の新造船から適用することを提案していたところ、我が国提案の通り合意されました。

6. 船速距離計等の設置要件

SOLAS 条約附属書第 V 章（航行の安全）において、総トン数 300 トン以上の船舶は対水速力及び対水距離を測定できる船速距離計等、総トン数 50,000 トン以上の船舶はこれに加えて対地速力及び対地距離を測定できる船速距離計等の備え付けが義務付けられています。

この規定の適用に関し、対水及び対地船速距離計を独立して設置する必要があるのか、両方の性能を有する船速距離計の設置が許容されるかの解釈について審議されました。

審議の結果、対水船速距離計及び対地船速距離計を独立して設置する必要があるとの解釈が多数を占め、来年 6 月に開催予定の第 57 回航行安全小委員会（NAV57）において、所要の性能基準の改正作業が行われることとなりました。

7. 総合的安全評価（フォーマル・セーフティ・アセスメント：FSA）

FSA とは、新たな規則の導入に伴う費用対効果を定量的に評価することです。IMO では、2002 年に FSA の実施に関するガイドライン（FSA ガイドライン）を作成し、新規規則の導入にあたり FSA を活用しています。

一般貨物船の安全性向上策として、検査強化、ばら積み貨物及び重量貨物の積み付け方法改善等を含む 9 つの新たな規制が費用対効果があるとする国際船級協会連合（IACS）が行った FSA の妥当性について、次回 MSC89 の直前（5 月 9 日及び 10 日）に専門家グループによる会合を開催し、検証することが合意されました。

さらに、現行の FSA ガイドラインにはいくつか不明確な点があることから、MSC89 で WG を設置して FSA ガイドラインの見直しを行うことが合意されました。

8. 新規作業計画

関係小委員会の新規議題として、以下が承認されました。

- (1) 引船、アンカーハンドリング船等の曳航作業時の復原性及び運航ガイダンスに係る 2008 年の非損傷時復原性基準の改正 (2012 年より SLF 小委員会にて審議予定)
- (2) 非常脱出用呼吸具の備え付け場所の明確化のための SOLAS 条約附属書第 II・2 章の改正 (2012 年より FP 小委員会にて審議予定)
- (3) 船舶の傾斜計の性能基準の制定 (2011 年より NAV 小委員会にて審議予定)
- (4) 車両区域等の通風要件に関する代替措置 (環境自動調節装置) の導入のための SOLAS 条約附属書第 II・2 章の改正 (2012 年より FP 小委員会にて審議予定)
- (5) 船舶に使用するプラスチック製パイプに係る防火試験基準の策定 (2012 年より FP 小委員会にて審議予定)
- (6) 航路標識 AIS の使用に関する基本方針の策定 (我が国と米国の共同提案) (2011 年より NAV 小委員会にて審議予定)
- (7) 表面効果翼船 (WIG) に関する暫定指針の見直し (2012 年より DE 小委員会にて審議予定)

以上